

(様式 1-3)

いわき市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和3年3月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	14	事業名	復興道路整備事業 ((都)関田江栗線)	事業番号	D-1-4
交付団体		いわき市	事業実施主体 (直接/間接)	いわき市 (直接)	
総交付対象事業費		153,545 (千円)	全体事業費	123,600 (千円)	
事業概要					
<p>東日本大震災により広域かつ甚大な津波被災を受けた錦町の沿岸市街地の復興に向け、津波被災地区の避難路として、当地区の避難所や津波被害を免れた既成市街地 (錦町) 及び国道6号とを接続する道路 (都市計画道路) を整備するものである。</p> <p>道路整備は完了しているが、県の農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (錦・関田地区) において、道路工事に隣接して施工していた河川改修工事が令和元年東日本台風により一時中止となるなど、令和2年度に入り、工事全体の遅れが判明し、事業全体の用地確定及び換地処分登記の申請が遅延したことにより、道路用地の売買契約や支払いが遅れることとなり、事業完了予定がR3.3からR3.9への見直しが生じたため、事業期間を令和3年度まで延伸するもの。</p> <p>『市復興事業計画』</p> <p>取組名 : 主要市道等の整備</p> <p>取組内容 : 津波被災地区と避難所や安全な既成市街地を結ぶ避難道路を整備する。</p> <p>【事業間流用による経費の変更】 (平成28年10月13日)</p> <p>流用先 : D-1-3 復興道路整備事業 (沼ノ内・薄磯線)</p> <p>流用額 : (H24) 17,000千円 (国費 : 13,175千円)、(H25) 10,000千円 (国費 : 7,750千円)、(H26特) 2,945千円 (国費 : 2,282千円) 【工事費等】</p> <p>流用後交付対象事業費 : 123,600千円 (国費 : 95,790千円)</p>					
当面の事業概要					
<p>&lt;平成24年度&gt;</p> <p>調査・設計・委託、用地買収</p> <p>&lt;平成25年度&gt;</p> <p>移転補償、用地買収</p> <p>&lt;平成26、27年度&gt;</p> <p>工事</p> <p>&lt;令和3年度&gt;</p> <p>精算</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>いわき市南部の沿岸部に位置する錦町須賀地区は、東日本大震災における津波により1名の犠牲者を出し、家屋については流出を含め約100棟の家屋が津波被災を受けた地区である。また、この他に周辺の錦町台、入原地区等も津波で浸水したが、内陸部へと接続する現市道は狭隘かつ通行制限があることから津波発生時の避難時には渋滞が発生した。</p> <p>当該路線は、錦町須賀地区の西側に位置する都市計画道路であり、(都)須賀三枚箆線とあいまって、被災3地区の避難路として地区の避難所である錦東小学校や既成市街地とを結ぶ道路として重要な役割を果たすものである。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

復興交付金事業等に要する費用の算出に係る基礎資料

(単位:千円)

復興交付金事業等の名称/目的及び内容		交付金の算出方法			
事業名	復興道路整備事業 ( (都) 関田江栗線 )	工事費 (A)	123,600 (153,545)		
箇所名	勿来地区	控除額 (B)			
事業認可 告示年月日	平成26年3月4日 平成26年3月4日	交付対象事業費 (C)=(A)-(B)	123,600 (153,545)		
事業施行期間	平成24年度～令和3年度	基本国費率	0.55		
工事施行延長又は 面積	延長 L=450m 幅員 W=10.0m	交付額 (D)	95,790 (118,997)		
用地面積及び 物件戸数等	面積 A=3,890㎡ 件数 N=2件	摘要			
事業完了予定期日	令和3年9月30日	工種	数量	単位	金額
経費の配分 変更 (当初)	本工事費 83,220 (113,165)	【H24年度】 測量調査設計	1	式	7,616
		【H25年度】 用地・補償	1	式	30,396
		【H26年度】 工事	1	式	83,220
		【R3年度】 用地(ほ場整備精算分)	1	式	2,368
		<参考> ・事業間流用による経費の変更(H28.10) D-1-3復興道路整備事業(沼ノ内・薄磯線)へ事業費29,945千円(国費23,207千円)を流用。これにより交付対象事業費は153,545千円(国費118,997千円)から123,600千円(国費95,790千円)に減額。			
測量調査設計費	7,616 (7,616)				
用地費及補償費	32,764 (32,764)				
船舶及機械器具費					
工事費計(A)	123,600 (153,545)	本工事費・計			123,600



## D-1-4 復興道路整備事業（都）関田江栗線 説明資料

### 1 事業概要

本事業は、東日本大震災により広域かつ甚大な津波被災を受けた錦町の沿岸市街地の復興に向け、津波被災地区の避難路として、当地区の避難所や津波被害を免れた既成市街地及び国道6号とを接続する(都)関田江栗線を整備するものである。

### 2 位置図



### 3 現況写真



### 4 現状 ※道路部は、H27.5.29 に供用済み

道路事業で取得した農山漁村地域復興基盤整備事業（以下、ほ場整備事業）地内の用地について、市から土地改良区に対する清算分の用地費の支払い※が残っている状況である。

※ほ場整備事業における用地の確保及び使用に関する「創設非農用地の取得に関する協定書（市、県、土地改良区）」において、市から土地改良区に対し、事業完了時に実施する確定測量結果の通知前に、対象用地（当該道路用地）の9割以内の土地代金を支払うものと定められており、残る代金については、確定測量を実施し、その後の換地処分及び登記完了後に残面積分の土地代金を支払うものと定められている。

### 5 事業期間変更内容

県事業の「農山漁村地域復興基盤総合整備事業（錦・関田地区）」の換地処分登記申請が正式にR3.3月に行うこととなり、登記申請後の主な工程については、以下のとおりとなる。

No	時期	項目	主体	権利移動等	処理期間
1	R3.3月	換地処分登記申請	県	民地(従前) → 土地改良区	約5~6ヶ月
2	R3.8月~9月	登記完了		土地改良区	
3	R3.8月上~9月上	売買契約	市・区	土地改良区 ⇄ いわき市	約1週間
4	R3.8月中~9月中	所有権移転登記申請	市	土地改良区 → いわき市	約1週間
5	R3.8月下~9月下	登記完了		いわき市	
6	R3.9月下旬	支払(残額分)	市	いわき市 → 土地改良区	—

結果として、県の換地処分登記申請が正式にR3.3月となることから、上記に示す登記手続きや売買契約などの事務処理期間を踏まえると、市から土地改良区への支払がR3.9月となるため、**事業期間についてR3.3からR3.9に見直すもの**としたい。

### 6 参考：事業計画

		(千円)				
		全体事業費 A	執行済額 B	差額 C=A-B	流用額 D	執行残額 E=C-D
事業費	測量設計費	153,545	121,232	32,313	29,945	2,368
	用地補償費	13,000	7,616			
	工事費	53,000	30,396			
	用地費	87,545	83,220			2,368
国費		118,997	93,954	25,042	23,207	1,835
備考					D-1-3へ流用(H28)	

※現時点における精算分の用地費については、確定測量中の仮成果をもとに算出したところ、執行残額(2,368千円)で対応可能な額となる見込みである。